

令和 6 年度	一般会計	歳出	第 6 款 1 項 1 目 12 節 委託料
令和 6 年度	一般会計	歳出	第 6 款 2 項 2 目 12 節 委託料
令和 6 年度	一般会計	歳出	第 7 款 1 項 1 目 12 節 委託料
受付 番号	種目番号 —	連絡先	委託担当 総務課職員係 担当者 羽田 かおり 電話 671-4268

設 計 書

1 委託名 令和 6 年度 腰痛・頸肩腕症候群症状健康診断業務委託

2 履行場所 受託業者診療施設及び委託者施設

3 履行期間
期間 契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで
 又は期限 期限 令和 年 月 日まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項

6 現場説明 不要
要(月 日 時 分、 場所)

7 委託概要 別紙仕様書による

8 部分払

する (回以内)

しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額

* 単価及び金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額

* 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

委託代金額 ￥_____ . _____

内訳 業務価格 ￥----- . -----

消費税及び地方消費税相当額 ￥----- . -----

内訳書

名 称	形状寸法等	数量	単位	単価（円）	金額（円）	摘要
アンケート調査 (問診票)		(1,050)	回			
頸肩腕症候群 症状検診		(120)	回			
腰痛検診		(150)	回			
X線直接 2方向撮影		(3)	回			
保健師による 事後指導		(3)	回			
合 計						

令和6年度 腰痛・頸肩腕症候群症状健康診断業務委託仕様書

(趣旨)

第1条 本仕様書は、腰痛・頸肩腕症候群症状健康診断（以下、「健診」という。）の業務を委託する場合の仕様を示すものであり、これに規定のない事項については、横浜市委託契約約款（以下、「約款」という。）を適用し、約款に規定のない事項については、横浜市の指示を受けて行うものとする。

(対象者)

第2条 本仕様書に基づく対象者は、横浜市こども青少年局が別途提出する名簿による者とする。

(委託業務の範囲)

第3条 本委託において実施する業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 問診票の作成（二次検診の必要性を判断する問診項目についても設定）
- (2) 二次検診受診票の作成（腰痛、頸肩腕ごとに作成）
- (3) 健診の実施
- (4) 健診結果のデータ管理
- (5) 健診結果の判定
- (6) 健診の結果報告
- (7) 検査結果及びエックス線フィルムの保存、管理
- (8) 健診結果に関する各種帳票書類の出力、データ集計及び報告

(健診内容)

第4条 健診は、別表「健康診断の内容」のとおりとする。

(健診に必要な器材等)

第5条 受託者は、問診票及び受診票等必要な器材について、横浜市と協議のうえ準備し、横浜市の定める期日までに、納品するものとする。

(健診の実施と日程)

第6条 横浜市は、健診について、本仕様書により健診業務を委託し、受託者はこれを受託するものとする。

- 2 健診会場は、受託者の施設とする。ただし、第一次検診の問診票の回答については委託者の施設において履行する。
- 3 健診日程については、横浜市と調整のうえ定めるものとする。（二次検診における受診当日の日程変更対応を含む）
- 4 受託者は、健診の実施に際して、診察、問診時、エックス線撮影時等のプライバシー確保に十分留意して行うものとする。
- 5 受託者は、健診実施に当たり、医療事故等のないよう職員の安全に十分留意しなければならない。
- 6 受託者は、健診結果の誤記入や各検査の未実施、過実施等が発生しないよう健診システムを採用するなど、円滑に健診業務を行えるよう配慮すること
- 7 その他、健診の実施に必要な事項については、受託者は横浜市と協議し、その指示に従うこと

(健診結果の判定)

第7条 受託者は、健診の結果判定について、受託者健診機関の基準により行うものとする。

2 その他、必要な事項については、受託者は横浜市と協議し、その指示に従うこと。

(健診の結果の提出)

第8条 受託者は健診の結果については以下の期限で成果品を提出するものとする。

一 第一次検診については、対象者からの問診票を受領してから概ね6週間程度

二 第二次検診については、検診受診後から概ね2週間程度

2 前項に基づき提出する成果品は、以下のものを各1部ずつ提出することとする。

一 第一次検診については、Excel形式で作成し、受診者の所属・職員番号・氏名・検診結果が記載された様式とし、データにはパスワードを設定の上、納品すること。その際に、第二次検診の日程及び検診対象者を委託者へ通知すること

二 第二次検診については、受診者用及び事業主用の検診結果を通知すること。受診者用は、受診者のプライバシーが保護された封緘した状態であること。事業主用は、受診者ごとに検診結果を記載した個人票の形式であること。検査の結果、X線撮影が必要な者もしくは保健師による事後指導が必要な者がいた場合は、検診結果提出時に日程を提示すること

三 全検診の終了後、第一次検診、第二次検診及びX線直接2方向撮影・保健師による事後指導の実施状況等をExcel形式で作成し、提出すること

3 前項に基づく成果品の提出先は、横浜市こども青少年局総務課とする。

(委託業務完了届出書の提出)

第9条 受託者は、健診の業務がすべて完了し、かつ、すべての成果品を提出したときに、横浜市に対し完了報告書（委託業務完了届出書）を提出するものとする。

(健診結果等の保存、廃棄)

第10条 受託者は、健診の結果の記録及びエックス線データを診療情報として法定年限保存し、横浜市の要請により、契約終了後であっても、いつでも貸出等を行えるようにしなければならない。なお、法定年限を経過したものについては、廃棄するものとし、切断、塗りつぶし等判読及び復元を不可能にする措置を講じなければならない。

(契約期間)

第11条 この契約の有効期間は、契約締結日から令和7年3月31日までとする。

(法令遵守)

第12条 受託者は、本件業務を履行するに当たって関係法令に従って行わなければならない。

(個人情報の保護)

第13条 受託者が本件業務を通じて取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（以下、「法」という。）の適用を受けるものとし、横浜市が実施機関として同法の定める手続きを行うものとする。

2 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項（以下、「特記事項」という。）」を遵守しなければならない。

3 受託者は、この契約による事務を遂行するに当たっては、別記「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

4 受託者は、本件業務を受託するに当たっては、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告

書を横浜市に提出しなければならない。

- 5 受託者は、法第 66 条に基づき、本件業務に関する個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。本契約終了後も同様とする。

(対象者の安全確保上の問題への対応)

第14条 受託者は、次に掲げる事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を口頭により横浜市に報告し、遅滞なく当該事案の詳細を書面により報告するものとする。

- (1) 委託業務の実施に係わる事故
- (2) 受診者の個人情報の漏えい、滅失又は棄損
- (3) 委託業務に係るデータの管理システムに関する障害
- (4) その他本件業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案

2 受託者は、前項第2号その他の個人情報の安全確保に係わる場合には、直ちに当該事案の内容、経緯、被害状況等を横浜市に報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する横浜市の指示に従うものとする。

3 受託者は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係わる本人への対応（本人に対する適宜の手段による通知を含む）等の措置を横浜市と協力して講じるものとする。

(疑義)

第15条 受託者は、当該業務の実施にあたり本仕様書又はその他の事項に疑義が生じたときは、横浜市と協議し、その指示に従わなければならない。

別表 健康診断の内容

	実施時期 (予定)	検査項目及び業務内容
1	8月8日頃 までに	問診票の納品（必要部数を印刷したものを納品）
2	8月中旬 ～ 9月中旬	第一次検診実施 腰痛・頸肩腕症候群症状問診票（腰痛及び頸肩腕症候群に関する既往歴、自覚症状等の調査）による。
3	10月上旬	問診票（回答済）を受託者へ郵送します。 ※第二次検診の必要性の有無を判定してください。
4	11月中旬	第一次検診の結果（Excel 形式）納品、第二次検診の日程提示、二次検診受診票の納品（PDF 形式）
5	1月上旬 ～ 2月中旬	第二次検診実施 第一次検診の結果、必要と認められる者に対し、医師による検診を行う。 <腰痛検診項目> <ul style="list-style-type: none">・計測（身長、体重）・脊柱機能検査（クラウス・ウェーバーテスト又はその変法（腹筋力、背筋力の機能テスト））・脊柱の検査（姿勢異常、脊柱の変形、脊柱の可動性及び疼痛、腰背筋の緊張及び圧痛、脊椎棘突起の圧痛等の検査）・神経学的検査（神経伸展試験、深部腱反射、知覚検査、筋委縮等の検査）・その他、医師が必要と認める検査 <頸肩腕症候群検診項目> <ul style="list-style-type: none">・計測（身長、体重）・筋力検査等（握力等）・上肢機能検査（上肢保持テスト等）・その他、医師が必要と認める検査 ※受診結果は、受診後概ね2週間程度で隨時納品
6	2月中旬 ～ 2月下旬	X線直接2方向撮影・保健師による事後指導 第二次検診の結果、必要と認められる者に対し、X線直接2方向撮影又は保健師による保健指導もしくはその両方を行う。
7	3月中旬頃	第一次検診、第二次検診及びX線直接2方向撮影・保健師による事後指導の実施状況等をExcel形式で納品